

島根県報

号外第八三号

平成十五年五月三十日

(金曜日)

議 会 告 示

議会告示

目 次

島根県議会事務局規程の一部改正

島根県議会告示第三号

島根県議会事務局規程（昭和四十二年島根県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十五年五月三十日

島根県議会議長 宮 隅 啓

第十六条第一号を次のように改める。

一 文書は、親展文書（「秘」の表示のある文書及び親展電報を含む。以下同じ。）及び普通電報を除き、これを開封し、文書の余白に收受印を押し、すみやかに主務課に配布するとともに、システム（電子計算機を利用して、文書の收受、起案、保存その他文書管理に関する一連の事務の処理を行うためのシステムであつて、総合文書管理システムをいう。）に標題、收受年月日その他必要な事項を登録すること。ただし、保存期間が一年未満のものについては、この限りでない。

第十六条第二号中「（様式第四号）」を「（様式第三号）」に改め、同条第三号中

「（様式第五号）」を「（様式第四号）」に改め、同条第五号中「（様式第六号）」を

「（様式第五号）」に改める。

第十九条第一号中「（様式第七号及び様式第八号）」を「（様式第六号）」に改める。

第二十条中「記載し」の下に「システムに当該文書の標題その他必要な事項を登録した上で」を加える。

第二十二条の見出し中「番号」を「整理番号」に改め、同条第一項中「番号」を「整理番号」（公文書を管理するためにシステムの自動採番機能により付される番号のことをいう。）に改める。

第二十四条を次のように改める。

（文書の発送）

第二十四条 総務課は、第二十一条の規定により起案書の回付をつけたときは、すみやかに発送しなければならない。

様式第一号及び様式第二号中「~~送~~ B5」を削る。

様式第三号を削る。

様式第四号中「~~送~~ B5」を削り、同様式を様式第三号とする。

様式第五号中「~~送~~ B5」を削り、同様式を様式第四号とする。

様式第六号中「~~送~~ B5」を削り、同様式を様式第五号とする。

様式第七号を様式第六号とし、同様式を次のように改める。

様式第八号を削る。

附 則

この告示は、平成十五年六月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年五月三十日印刷
平成十五年五月三十日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松江陽印所
松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)